

青梅市学童保育所の指定管理者の指定について

青梅市学童保育所の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定にもとづき、市議会の議決を求める。

令和5年12月7日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

記

- 1 公の施設の名称
青梅市第二学童保育所
青梅市第四学童保育所
青梅市第七学童保育所
青梅市成木学童保育所
青梅市友田学童保育所
- 2 指定管理者となる団体
東京都青梅市東青梅一丁目177番地3
社会福祉法人青梅市社会福祉協議会
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで